

ID: 155

担当部署: 産業観光課

処分の概要	利用許可の取消し等		
例 規 名 根 拠 条 項	八頭町フルーツ総合センター条例 第8条		
例 規 番 号	平成17年条例第124号		
【根拠条文】			
(利用の制限)			
第8条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは利用の中止を命ずることができる。			
(1) 利用者が許可を受けた利用目的に違反したとき。			
(2) 利用者が許可の申請に偽りを記載し、又は不正な手段によって許可を受けたとき。			
(3) 天災地変その他の避けることができない理由により必要があると認められるとき。			
(4) 公益上必要があると認められるとき。			
(5) 前各号に掲げる場合のほか、フルーツセンターの管理上特に必要があると認められるとき。			
【基準】			
根拠条文及び八頭町暴力団排除条例第7条の規定による。			
(公の施設の利用における措置)			
第7条 町長、八頭町教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者は、町が設置し、又は管理する公共施設(附属施設を含む。)が暴力団の活動に利用されると認められるときは、当該公共施設の使用の許可をせず、又は当該使用の許可を取り消すことができる。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 1 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日